

与謝野町監査委員告示第18号

平成25年10月10日付で提出のあった住民監査請求について、平成26年2月4日付で与謝野町長から勧告に対する措置を講じた旨通知があつたので、地方自治法第242条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成26年2月4日

与謝野町監査委員

足立正人



同

糸井満雄





住民監査請求の監査結果に伴う勧告に対する措置

与謝野町

1 勧告の要旨

平成25年12月6日付け25与監42号で与謝野町監査委員から地方自治法第242条第4項の規定により必要な措置を講ずるよう勧告された要旨は次のとおりです。

○勧告の要旨

ア 受益者負担金・分担金の未納（消滅時効が完成していない受益者負担金・分担金債権）については、町民負担の公平性と受益者負担の原則及び法令の則り、徴収や滞納処分に係る措置を適正に講じられたい。

イ 時効に係る件については、住民に対し更なる説明責任を果たされるよう努力をされたい。

ウ 本請求は、地方自治法第242条第2項ただし書の1年の期間制限を受けない「正当な理由」があるとは認められないため、地方自治法第2項本文の規定のとおり、1年の期間制限が適用される。受益者負担金・分担金債権は、それぞれ個々に時効が完成していくものであることから、1年の期間制限により、請求日である平成25年10月10日から1年前にあたる平成24年10月10日以降に時効が完成したものが適法な請求であり、監査の対象となるものである。よって、平成24年10月10日以降に時効が完成したものは、2件110,320円を適法な請求として認める。

エ 消滅時効後に受益者負担金・分担金を違法に徴収した事実行為が発生している。受益者負担金・分担金の消滅時効は、民法の規定と異なり援用を必要とせず（公法上の債権）、又時効の完成前後を問わず時効の利益を放棄することができないことから、時効成立後に納付された受益者負担金・分担金は過誤納金として扱い、還付加算金を加算して還付しなければならない。

なお、この還付処理について、地方自治法第236条の規定は、納入された後5年を経過したものは、逆に返還に係る消滅時効完成により還付できないと判断されるので善処されたい。

返還に係る消滅時効未成のものは、件数10件、金額1,248,080円であるが、この返還に係る消滅時効は日々進行しており、内容をよく精査の上、怠りなく対応されたい。

本件についても、違法行為と判断せざるを得ず、財産管理上、重大な過失で、新たに発生した町の損害とみなされる。よって、その責任の所在を明らかにされ、適正な措置を講ずるとともに、町民に対して十分な説明責任を果たされたい。

オ 上記の措置は、勧告日より2カ月以内に講ずるとともに、地方自治法第242条第9項の規定により、その措置について監査委員に通知されたい。

(別紙1)

2 町が講じた措置

(1) 受益者負担金・分担金の未納（消滅時効が完成していない受益者負担金・分担金債権）については、町民負担の公平性と受益者負担の原則及び法令の則り、徴収や滞納処分に係る措置を適正に講じられたい。

- ・債権（時効）管理表を作成し、督促状の発送経過、収納状況及び時効中断状況を記録することとしました。
- ・消滅時効が完成していない受益者負担金・分担金につきましては、時効中断の措置として、順次督促状を発送しています。併せて、今後、新たに発生する滞納につきましては、年4回の催告書を送付するとともに財務規則に基づき、最終納期限後30日以内に督促状を送付することといたしました。
- ・与謝野町債権管理条例が平成25年12月議会で成立しましたので、この条例に基づき適正な債権管理に努めるとともに、強制執行により徴収できる組織体制を構築します。

(2) 時効に係る件については、住民に対し更なる説明責任を果たされるよう努力をされたい。

- ・平成24年度までに消滅時効が完成した債権をすべて確認し、平成25年5月に町議会産業建設常任委員会及び議員研修会で消滅時効完成（不納欠損処分）状況を説明しました。
- ・平成25年7月5日に記者会見を行い、前記内容を広く公表しました。
- ・重ねて広報よさの8月号で前記内容について、お詫びと詳細説明をしました。
- ・消滅時効完成後の収納事案について、町議会12月定例会産業建設常任委員会及び全員協議会において説明しました。
- ・平成25年12月24日に開催された区長連絡協議会において、消滅時効完成（不納欠損処分）状況及び消滅時効完成後の収納事案について説明しました。
- ・平成26年2月10日発行の広報「下水道特別号」において、町がこれまで行った事務処理（消滅時効の完成に伴う不納欠損処分、消滅時効が完成した下水道受益者負担金等の収納）を改めて説明し、監査委員からの勧告について町が講じた措置を報告します。
- ・平成26年2月中に町内3カ所において、「下水道問題住民報告会」を開催します。

(3) 本請求は、地方自治法第242条第2項ただし書の1年の期間制限を受けない「正当な理由」があるとは認められないため、地方自治法第2項本文の規定のとおり、1年の期間制限が適用される。受益者負担金・分担金債権は、それぞれ個々に時効が完成していくものであることから、1年の期間制限により、請求日である平成25年10月10日から1年前にあたる平成24年10月10日以降に時効が完成したものが適法な請求であり、監査の対象となるものである。よって、平成24年10月10日以降に時効が完成したものは、2件110, 320円を適法な請求として認める。

・町長及び副町長においては、十二分に職員を管理監督して時効消滅を事前に防止すべき注意義務を怠った過失があったとして、また、下水道課長においては、適切な受益者分担金及び負担金の管理及び十分な引き継ぎによって注意を喚起し、時効消滅の完成を阻止すべき義務があるのにこれを怠った過失があったとして、平成24年10月10日以降に完成した2件、110, 320円を町の損害金として認定し、町長、副町長及び下水道課長の3名に対して1月27日に110, 320円を損害賠償請求しました。

(4) 消滅時効後に受益者負担金・分担金を違法に徴収した事実行為が発生している。受益者負担金・分担金の消滅時効は、民法の規定と異なり援用を必要とせず（公法上の債権）、又時効の完成前後を問わず時効の利益を放棄することができないことから、時効成立後に納付された受益者負担金・分担金は過誤納金として扱い、還付加算金を加算して還付しなければならない。

なお、この還付処理について、地方自治法第236条の規定は、納入された後5年を経過したものは、逆に返還に係る消滅時効完成により還付できないと判断されるので善処されたい。

返還に係る消滅時効未成のものは、件数10件、金額1, 248, 080円であるが、この返還に係る消滅時効は日々進行しており、内容をよく精査の上、怠りなく対応されたい。

本件についても、違法行為と判断せざるを得ず、財産管理上、重大な過失で、新たに発生した町の損害とみなされる。よって、その責任の所在を明らかにされ、適正な措置を講ずるとともに、町民に対して十分な説明責任を果たされたい。

・消滅時効完成後に収納した下水道受益者負担金等の全額に還付加算金を加えた292万7, 060円を平成26年1月29日に還付しました。

・なお、還付に係る消滅時効が完成して還付できない過誤納金についても、還付不能金として「与謝野町町税等に係る還付不能金等の給付要綱」の規

定に基づき還付しました。

・また、還付金と還付加算金を加えた292万7,060円についても町の損害金として認定し、その全額を町長、副町長及び下水道課長の3名に対して1月27日に損害賠償請求しました。

なお、損害賠償請求の内訳は次のとおりです。

①還付に係る時効が完成したもの131万6,440円については、現下水道課長の課長就任前の事務処理であり、現下水道課長の責任は認められないため、町長及び副町長の連帯責任として2名に損害賠償請求を行いました。

②還付に係る時効が完成していないもの161万620円については、町長、副町長及び下水道課長の連帯責任として3名に損害賠償請求を行いました。

さらに、町民の皆様への説明につきましては、次のとおりです。

・平成25年12月24日に開催された区長連絡協議会において、消滅時効完成（不納欠損処分）状況及び消滅時効完成後の収納事案について説明しました。

・平成26年2月10日発行の広報「下水道特別号」において、町がこれまで行った事務処理（消滅時効の完成に伴う不納欠損処分、消滅時効が完成した下水道受益者負担金等の収納）を改めて説明し、監査委員からの勧告について町が講じた措置を報告します。

・平成26年2月中に町内3カ所において、「下水道問題住民報告会」を開催します。